

第 511 回企業会計基準委員会

資料番号

日付

審議事項(3)-2 2023年10月5日

プロジェクト

金融資産の減損に関する会計基準の開発

項目

金融商品のクラス別の期首残高から期末残高への調整表に関する再提案

Ⅰ. 本資料の目的

- 1. 本資料は、ステップ2を採用する金融機関における開示(注記事項)のうち、個別に検討すべきとされた金融商品のクラス別の期首残高から期末残高への調整表 (IFRS 第7号「金融商品:開示」(以下「IFRS 第7号」という。)第35H項等。以下「金融商品のクラス別の調整表」という。)の取扱いに関して、財務諸表利用者である企業会計基準委員会の委員及び金融商品専門委員会等の専門委員へのアウトリーチ(以下「利用者アウトリーチ」という。)の実施結果を踏まえたASBJ事務局の再提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。
- 2. なお、ステップ 4 では議論の展開次第で別途検討を行う。また、ステップ 5 に関連する開示についてはステップ 5 において検討する。さらに、連結財務諸表における注記と単体財務諸表における注記の関係については別途検討する。

II. これまでの経緯

- 3. 第 507 回企業会計基準委員会 (2023 年 8 月 2 日開催)及び第 203 回金融商品専門委員会 (2023 年 7 月 24 日開催)(以下「第 507 回企業会計基準委員会等」という。)では、金融商品のクラス別の調整表に関する IFRS 第 7 号の定めを取り入れるかどうかに関して、コスト及び便益の観点からの分析を行い、仮に金融商品のクラス別の調整表に関する IFRS 第 7 号の定めを取り入れるとした場合には、銀行等金融機関において相応のコストが生じる可能性がある一方、国際的な比較可能性の観点から大きな便益がある旨の分析をお示しした。
- 4. これに関連して、国際会計基準審議会(IASB)は、財務諸表利用者から金融商品の クラス別の調整表に関する開示に対する強い情報ニーズがあったとしているが、我 が国の財務諸表利用者がIFRS第7号BC48R項で示された財務諸表利用者と同一の見 解や情報ニーズを有しているか確認する必要があると考えられた。

このため、第507回企業会計基準委員会等では、コストと便益をより精緻に比較 するために、財務諸表利用者である企業会計基準委員会の委員及び金融商品専門委



員会等の専門委員に対して、委員会・専門委員会における審議又はアウトリーチによりご意見を伺ったうえで改めてご審議いただくことを提案していた。

- 5. 前項の事務局提案に関して、第507回企業会計基準委員会等では特段の異論は聞かれなかったことを踏まえ、ASBJ事務局では利用者アウトリーチを実施した。
- 6. 本資料では、金融商品のクラス別の調整表に関する IFRS 第7号の定めを取り入れるかどうかに関して、利用者アウトリーチの結果を踏まえた ASBJ 事務局の分析及び再提案をお示しする。

III. 利用者アウトリーチ

- 7. 利用者アウトリーチにおいては次の質問を行った。
 - (質問1) 財務諸表利用者の観点から、金融商品のクラス別の調整表の開示は有用と 考えますか。有用と考える場合、その理由をご教示ください。
 - (質問 2) 金融商品のクラス別の調整表における期中変動の内訳項目として、具体的にどのような項目に関する情報が必要とお考えですか。また、本資料第 3 項の内訳項目¹について開示すべきとお考えの項目があれば、回答に含めていただきたい。
 - (質問3) 質問2の情報は、どのような目的で使用するのか、差し支えない範囲で具体的にご回答ください。
 - (質問 4) 財務諸表利用者の観点から、金融商品のクラス別に開示を要求することは 有用と考えますか。有用と考える場合、その理由をご教示ください。
- 8. 次項以降では、利用者アウトリーチの結果として、回答者から寄せられた主な意見を紹介する。

(質問1:金融商品のクラス別の調整表の有用性に関する意見)

9. 多くの回答者は、金融商品のクラス別の調整表が有用であると回答した。有用と考

¹ 質問票の第3項では、金融商品のクラス別の調整表における期中変動の内訳項目として、(1) ステージ区分間の振替、(2)期中に認識の中止が行われた金融資産、(3)組成又は購入した新規の金融資産、(4)直接償却、(5)モデル/リスク変数の変更、(6)外国為替及びその他の変動を挙げていた。



える主な理由として、回答者からは次のものが示された。

- (1) 銀行等金融機関における業績見通しや信用リスクに関する分析を行うにあたり、当該企業が有する資産の質やその動向を把握することは重要な要素となる。資産の質を評価するためには、一般的に不良債権比率などのストックに関する情報 (BS 情報) と信用コスト率等のフローに関する情報 (PL 情報) を組み合わせて評価するが、ここに金融商品のクラス別の調整表が加わることで BS 情報と PL 情報を有機的に結び付けて評価できるようになり、分析精度の向上に有益であると考える。
- (2) 金融商品のクラス別の調整表に関する定性的情報が記述的に説明されることにより、企業の業績をより正確に理解することができるようになると考える。また、信用リスク・エクスポージャーを組み合わせることで、銀行等金融機関における業績を見通すうえで有用な情報になると考える。
- (3) 金融機関の業績は急速に悪化することも多く、平時よりこのような情報が開示されることは有用であると考える。また、金融危機時にこのような情報開示を可能とするためには、平時より必要な情報収集体制システムを構築しておくことが重要であると考える。
- 10. 一方、一部の回答者からは、開示情報を利用しきれないことで開示に関するコストが便益を上回る可能性があることを懸念する意見が聞かれた。また、一部の回答者からは、地域金融機関においては過剰なコスト負担を求めることとなる可能性があることを懸念する意見が聞かれた。

(質問2:金融商品のクラス別の調整表の内訳項目に関する意見)

- 11. 金融商品のクラス別の調整表における期中変動の内訳項目について、回答者からは、 次の項目は資産の質の変化に関連する情報であり、利用者の観点から重要性が高く 開示すべき項目であると考えるという意見が聞かれた。
 - (1) ステージ区分間の振替
 - (2) 直接償却
 - (3) モデル/リスク変数の情報
- 12. また、次の信用リスク・エクスポージャー(残高情報)の変化に関連する情報については、前項の資産の質の変化に関する情報ほど重要性が高い項目ではないが、金額的重要性がある場合には開示すべきと考えるという意見が聞かれた。



- (1) 期中に認識の中止が行われた金融資産
- (2) 組成又は購入した新規の金融資産
- (3) 外国為替及びその他の変動
- 13. さらに、回答者から次の意見が聞かれた。
 - (1) 短期貸出の借換え (ロールオーバー) により融資を継続させるといった我が国の実務慣行は、信用リスク・エクスポージャー (残高情報) の変化に関連する情報であり、これを理由として本資料第 11 項の資産の質の変化に関する情報が開示されない、又は資産の質の変化に関連する内訳項目が安易にまとめられることがないようにすべきと考える。
 - (2) 我が国の実務慣行に関する情報については、日本基準固有の開示項目として取り扱うことが考えられる。
 - (3) IFRS 第7号 IG20 項で示された内訳項目は基本的にすべて必要であると考える。

(質問3:内訳項目に関する情報の利用目的に関する意見)

- 14. 金融商品のクラス別の調整表における期中変動の内訳項目をどのような目的で使用するのかに関しては、回答者から次の意見が聞かれた。
 - (1) 企業が有する金融商品ポートフォリオに関する資産の質の実績や変更を評価し、将来の資産の質及び信用コストの見通しを立てる目的で利用する。
 - (2) 企業が有する金融資産の信用リスクの変化及び増減要因の分析において利用する。

(質問 4:金融商品のクラスに関する IFRS 第7号の定めを取り入れ、金融商品のクラス別に開示を要求することに関する意見)

- 15. 金融商品のクラス別に開示を要求することの有用性については、回答者から次の意見が聞かれた。
 - (1) 銀行等金融機関の業績を見通すうえで、企業が有する資産の質の動向は重要な 考慮要因である。資産の質を分析する際には、信用リスク・エクスポージャー 全体に関する情報では十分ではなく、より粒度の細かい金融商品のクラス別に 情報が開示されることで分析精度の向上につながると考えられることから、金 融商品のクラス別に開示を要求することは有用である。



(2) 財務諸表利用者の観点から、国際的な比較可能性を確保することを重視したステップ 2 の目的を踏まえると、IFRS 第 7 号の定めを取り入れて金融商品のクラス別に開示を要求することは有用である。

IV. ASBJ 事務局による分析

(財務諸表利用者による情報ニーズ)

- 16. 本資料第9項から第15項の利用者アウトリーチの結果を踏まえると、多くの我が 国の財務諸表利用者が金融商品のクラス別の調整表に関する開示に対する情報ニ ーズを有していると考えられる。これは、IASBが財務諸表利用者から金融商品のク ラス別の調整表に関する開示に対する強い情報ニーズがあったとしているのと同 様の状況であると考えられる。
- 17. 金融商品のクラス別の調整表に関する IFRS 第7号の定めを取り入れることについては、銀行等金融機関において相応のコストが生じる可能性がある一方、国際的な比較可能性の観点から大きな便益があると考えられる。ここで、この利用者アウトリーチの結果を加えて考えると、金融商品のクラス別の調整表に関する開示については、便益がコストが上回ると考えられる。

(金融商品のクラス別の調整表における期中変動の内訳項目)

- 18. 金融商品のクラス別の調整表における期中変動の内訳項目については、本資料第11項及び第12項に記載した利用者アウトリーチの結果を踏まえると、必ずしもすべての内訳項目について同水準の情報ニーズがある状況ではなく、内訳項目によって重視する度合いに濃淡があると考えられる。
- 19. この点に関連して、第507回企業会計基準委員会等では、仮に金融商品のクラス別の調整表に関するIFRS 第7号の定めを取り入れる場合には、企業が開示目的に照らして金融商品のクラス別の調整表における内訳項目を判断することを強調することを提案していた。
- 20. 内訳項目によって重視する度合いが異なるとする利用者アウトリーチの結果は、企業が開示目的に照らして金融商品のクラス別の調整表における内訳項目を判断することを強調するとする第 507 回企業会計基準委員会等における事務局提案と相反するものではないと考えられる。
- 21. また、第 507 回企業会計基準委員会等では、IFRS 第 7 号 IG20B 項の開示例を設例

審議事項(3)-2



として取り入れることとする場合、一部の内訳項目をまとめたうえで取り入れるとすることを提案していた。この事務局提案についても、内訳項目によって重視する度合いが異なるとする利用者アウトリーチの結果と必ずしも相反するものではないと考えられる。

V. ASBJ 事務局の再提案

- 22. 以上の分析を踏まえ、ステップ 2 を採用する金融機関における開示(注記事項)として、金融商品のクラス別の調整表に関する IFRS 第 7 号の定めを取り入れることが考えられるがどうか。この場合、企業が開示目的に照らして金融商品のクラス別の調整表における内訳項目を判断することを強調することが考えられるがどうか。
- 23. また、仮に IFRS 第7号 IG20B 項の開示例を設例として取り入れるとする場合、IFRS 第7号 IF20B 項の開示例を一部の内訳項目をまとめたうえで取り入れることが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント

本資料第16項から第23項の事務局の分析及び再提案についてご意見を伺いたい。

以上